

自然科学研究機構岡崎コンファレンスセンター規則

平成16年4月1日
岡共規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第50条第4号の規定に基づき設置された自然科学研究機構岡崎コンファレンスセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 センターは、学術の国際的及び国内的交流を図り、岡崎3機関及び生命創成探究センター（以下「岡崎3機関等」という。）の研究、教育の進展に資するとともに、社会との連携、交流に寄与することを目的とする。

(施設)

第3条 センターに、次の施設を置く。

- 一 大隅ホール
- 二 中会議室
- 三 小会議室1及び小会議室2
- 四 応接室その他の共用施設

(運営委員会)

第4条 センターの管理運営に関する重要事項については、自然科学研究機構岡崎共同利用支援施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審議するものとする。

(使用の範囲)

第5条 センターは、次の用途に使用することができる。

- 一 学術研究を目的としたシンポジウム、研究会等
 - 二 教育を目的とした講演会、セミナー等
 - 三 岡崎3機関等が主催、共催、協賛又は後援する会議、行事等
- 2 前項に掲げるもののほか、担当責任所長が適当と認めるものに使用させることができる。

(使用者の範囲)

第6条 センターを使用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 岡崎3機関等の職員
- 二 第5条第1項各号に掲げる用途に使用する場合の参加者
- 三 その他担当責任所長が適当と認めた者

(使用日)

第7条 センターは、次の各号に掲げる日を除き、使用することができる。

- 一 12月29日から翌年1月3日までの日
- 二 その他担当責任所長が定めた日

(使用時間)

第8条 センターの使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。

(使用時間の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、使用時間以外に使用させることができる。

- 一 岡崎3機関等が主催，共催，協賛又は後援する場合
 - 二 岡崎3機関等職員が使用責任者となる場合
 - 三 その他担当責任所長が適当と認めた場合
- (使用許可の申請)

第10条 センターの各施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は，原則として使用日の2週間前までに別に定める使用許可申請書を提出し，担当責任所長の許可を受けなければならない。

2 センター使用の申請は，次の各号に掲げる区分に従い，所定の日以後に受け付けるものとする。

- 一 岡崎3機関等が主催，共催，協賛又は後援する場合 随時
- 二 前号に定める以外の場合 使用しようとする日の6月前の日

(使用許可)

第11条 担当責任所長は，前条第1項の使用許可申請書の提出があったときは，使用が適当と認められるものについて，許可するものとする。

2 担当責任所長は，使用を許可したときは，別に定める使用許可書を申請者に交付するものとする。

(使用料)

第12条 前条の規定により使用の許可を受けた者は，次の各号に掲げる場合を除くほか，自然科学研究機構が発行する請求書に従い，センターの使用料を徴収指定期日（原則として使用開始日前。なお，延長等による追加料金は請求書発行日の翌月末。）までに納付しなければならない。ただし，使用開始日前に納入することが困難な場合は，使用の許可を受けた者からの事前の申請により，徴収指定期日を請求書発行日の翌月末まで延期することができる。

- 一 岡崎3機関等が主催，共催，協賛又は後援する場合
- 二 その他担当責任所長が前号に準ずるものと認めた場合

2 既納の使用料は，天災その他使用者の責任によらない場合及び第15条第2項の規定によりセンターの使用を取り消した場合を除くほか，返還しない。

3 前2項に定めるもののほか，使用料に関し必要な事項は，運営委員会の議を経て担当責任所長が，別に定める。

(使用者の注意義務)

第13条 使用者は，この規則を遵守し，センターの規律を保持するとともに，施設，設備及び備品（以下「施設等」という。）を適正に使用し，常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(目的以外使用等の禁止)

第14条 使用者は，使用許可を受けた目的以外にセンターを使用し，又は第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第15条 担当責任所長は，使用者がこの規則に違反したときは，使用許可を取り消し，又は使用を中止させることができる。

2 担当責任所長は，前項のほか，岡崎3機関等において特別の必要が生じた場合及びセンターの管理運営上特に必要がある場合は，使用許可を変更し，又は取り消すことができる。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は，使用が終了したとき又は前条の規定により使用許可の取消し等があったときは，直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第17条 使用者は、その責に帰すべき事由により、センターの施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。

(事務)

第18条 センターに関する事務は、岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営委員会の議を経て担当責任所長が、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行に伴い、自然科学研究機構岡崎コンファレンスセンター使用規則(平成16年岡共規則第34号)は廃止する。